

## 業許可証の写し 及び 参照書類 の 目次

- ・ 業許可証の写し及び参照書類の目次 【計:1枚】
- ・ 統括表(許可証の写し) 【計:1枚】
- ・ 業許可証の写し 【計:9枚】
- ・ 許可の内容 — 《処分業》 —
  - 3. 施設の概要 —
    - 金沢市申請時資料 (内:4枚)
    - 石川県申請時資料 (内:3枚)
  - 6. 環境保全措置 —
    - 石川県申請時資料
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(産業廃棄物)》 —
  - 5. 環境保全措置 —
    - 石川県申請時資料 (内:1枚)
    - 富山県共通申請時資料 (内:1枚)
    - 福井県共通申請時資料 (内:1枚)
- ・ 許可の内容 — 《収集運搬業(特別管理産業廃棄物)》 —
  - 5. 環境保全措置 —
    - 石川県申請時資料 (内:3枚)
    - 富山市申請時資料 (内:1枚)

## 統括表【産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し】

No.	産業廃棄物 処分業			産業廃棄物 許可品目																	
	都道府県・政令市 許可番号	許可年月日 及び 有効期限	【 中許 可 間 内 処 理 容 】	燃 え 殻	汚 泥	廢 油	廢 酸	廢 アルカリ	廢 プラスチック類	ゴ ムく ず	金 屬く ず	鉛 さい	が れ き 類	ば い じん	紙 く ず	木 く ず	繊 維 く ず	動 植 物 性 残 さ	動 物 系 固 形 不 要 物	動 物 の ふ ん 尿	動物 の死 体
①	石川県 第01728032155号 【優良】	令和5年2月13日 令和12年1月24日	破碎							●		●									
			圧縮						●	●	●										
②	金沢市 第06020032155号 【優良】	令和3年6月23日 令和10年6月22日	破碎							●		●		●							
			圧縮						●	●	●										
			選別						●	●	●		●		●	●	●	●			



許可番号 第01728032155号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

① 氏名 株式会社金沢柿田商店  
代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 駆 浩



許可の年月日 令和5年2月13日

許可の有効年月日 令和12年1月24日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理(破碎、圧縮)

## 産業廃棄物の種類

破碎：金属くず、がれき類(金属くずが付着したものに限る。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上2種類

圧縮：廃プラスチック類(金属くずに付着したものに限る。)、金属くず、

「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(金属くずに付着したものに限る。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上3種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日及び許可番号
破碎 (※1)	野々市市押野四丁目95番1外7箇	平成9年5月11日	180t/日 (8時間)	平成13年2月1日・第12-114号
圧縮 (※2)	野々市市押野四丁目95番1外8箇	平成9年9月5日	96t/日 (8時間)	—

※1 金属くず、がれき類

※2 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」

閲覧用

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年1月25日	新規	平成12年3月21日	変更	平成16年1月25日	更新
平成21年2月20日	更新	平成24年3月26日	優良基準適合確認		
平成24年4月25日	変更	平成28年3月22日	更新(優良認定)		
令和5年2月13日	更新(優良認定)				

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



②

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

名 称 株式会社 金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野之義



許 可 の 年 月 日 令和 3年 6月23日

許可の有効年月日 令和10年 6月22日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

中間処理 (A: 破碎, B: 圧縮, C: 選別)

## (2) 取扱廃棄物の種類

廃棄物の種類	A	B	C	特記	事項
燃え殻					
汚泥					
廃油					
廃酸					
廃アルカリ					
廃プラスチック類	①	○		①金属くずが付着したものに限る。	
紙くず		○			
木くず		○			
繊維くず					
動植物性残さ					
動物系固形不要物					
ゴムくず					
金属くず	○	○	○		
ガラス、セメント等	①	○		①金属くずが付着したものに限る。	
鉛さい					
がれき類	①		○	①金属くずが付着したものに限る。	
動物のふん尿					
動物の死体					
ばいじん					
政令第13号廃棄物					
自動車等破碎物	○	○	○		
石綿含有産業廃棄物					
水銀使用製品産業廃棄物					
水銀含有ばいじん等					

閲覧用

## 〔備考〕

1 これらのもののうち特別管理産業廃棄物を除く。

※表中の「○」は取扱いができるものを示す。(数字が記載されている項目は特記事項を確認すること。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
がれき類等の破碎	金沢市譲三丁目23番地2	平成9年6月23日	300 t/日 (8時間)	平成13年2月1日	金沢産破第15号
取扱廃棄物	(⑬⑭) i				
<b>2. 縮</b>	金沢市譲三丁目23番地2	平成11年1月26日	90 t/日 (10時間)		
取扱廃棄物	(⑯⑰) i				
選別	金沢市譲三丁目21番地	平成24年4月3日	68.6 t/日 (8時間)		
取扱廃棄物	(⑯⑰)(⑧⑨⑩⑪⑫) i				
[取扱廃棄物の記号]					
①燃え殻、②汚泥、③油油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、 ⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、⑮錆さい、⑯かさ類、 ⑰動物のふん便、⑲動物の死体、⑳ばいじん、㉑政令第13号廃棄物、 ㉒自動車等破碎物、㉓有機含有産業廃棄物、㉔水銀使用製品産業廃棄物、㉕水銀含有ばいじん等					

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 6月23日	当初許可	平成11年 1月26日	変更許可
平成12年 7月24日	変更許可	平成14年 6月23日	更新許可
平成19年 6月23日	更新許可	平成24年 4月 3日	変更許可
平成26年 6月27日	更新許可	令和 3年 6月23日	更新許可

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有  無 

**閲覧用**



許可番号第 01715032155 号

(3)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店  
代表取締役 朝倉 建郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 駆



許可の年月日 令和6年8月29日

許可の有効年月日 令和13年7月13日

## 1. 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

廃酸\*

廃アルカリ\*

(\*: 水銀含有ばいじん等であるものを除く)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く以上2種類

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥\*

廃油

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

鉱さい\*

がれき類

(\*: 水銀含有ばいじん等であるものを除く)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの含む以上11種類

閲覧用

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ  
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること  
ができる高さ  
裏面記載のとおり3. 許可の条件  
なし

【裏面に続く】

## 4. 許可の更新又は変更の状況

<b>(3)</b>	平成 7年 7月 14日	新規	平成 12年 7月 14日	更新
	平成 15年 4月 24日	変更届	平成 17年 7月 14日	更新
	平成 22年 7月 14日	更新	平成 24年 3月 26日	優良基準適合確認
	平成 24年 4月 25日	変更	平成 27年 9月 15日	変更
	平成 29年 5月 16日	変更	平成 29年 7月 14日	更新(優良認定)
	令和 6年 6月 6日	変更届	令和 6年 8月 29日	更新(優良認定)

## 5. 積替え許可の有無

市名 ————— 許可番号 —————

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

(積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ)

積替え場所の所在地	野々市市押野四丁目93番1		
積替え場所の面積	190.9m <sup>2</sup>		
積替えを行う産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず」、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鉛さい、がれき類		
保管を行う産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
積替え場所のうち保管場所の面積	3.6m <sup>2</sup>	1.44m <sup>2</sup>	10.0m <sup>2</sup>
保管上限	1.8m <sup>3</sup>	0.6m <sup>3</sup>	19.62m <sup>3</sup>
積み上げる高さ	0.9m	0.9m	3.1m
保管を行う産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	ゴムくず
積替え場所のうち保管場所の面積	10.0m <sup>2</sup>	1.8m <sup>2</sup>	1.8m <sup>2</sup>
保管上限	19.62m <sup>3</sup>	0.6m <sup>3</sup>	0.6m <sup>3</sup>
積み上げる高さ	3.1m	0.9m	0.9m
保管を行う産業廃棄物の種類	鉛さい	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず」、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず」、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
積替え場所のうち保管場所の面積	1.8m <sup>2</sup>	10.0m <sup>2</sup>	5.0m <sup>2</sup>
保管上限	0.6m <sup>3</sup>	19.62m <sup>3</sup>	4.0m <sup>3</sup>
積み上げる高さ	0.9m	3.1m	1.0m
保管を行う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず」、コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む)		
積替え場所のうち保管場所の面積	5.0m <sup>2</sup>		
保管上限	1.44m <sup>3</sup>		
積み上げる高さ	1.0m		

閲覧用

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

④

住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2  
 氏 名 株式会社金沢柿田商店  
 (法人にあっては、名称 代表取締役 朝倉 建郎  
 及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和4年11月4日  
 許可の有効年月日 令和11年11月3日

## 1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、

金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(これらのうち自動車等破碎物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、

水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、

特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以上12種類)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

## 3. 許可の条件

なし

閲覧用

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月4日	収集運搬【新規許可】	許可番号 1600032155
平成15年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号 1605032155
平成20年11月6日	収集運搬【更新許可】	許可番号 01600032155
平成25年1月15日	収集運搬【変更許可】	許可番号 01600032155
平成27年11月4日	収集運搬【更新許可】	許可番号 01607032155

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

⑤

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優  
良

住所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏名 株式会社金沢柿田商店 代表取締役 朝倉 建郎  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日 令和2年3月26日  
許可の有効年月日 令和9年1月31日

## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず」(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、がれき類 以上12種類

(自動車等破碎物を含む。)

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

「閲覧用」

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ  
なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成18年 5月 1日 新規許可
- (2) 平成23年 5月 1日 更新許可
- (3) 平成25年 2月 1日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、「自動車等破碎物を含む。」を追加。

- (4) 平成25年 2月 1日 更新許可・優良認定
- (5) 令和 2年 3月26日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 無  
市名 - 許可番号 -

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

大



許可番号第 01759032155 号

⑥

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2

氏 名 株式会社金沢柿田商店  
代表取締役 朝倉 建郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 令和4年 3月19日

許可の有効年月日 令和11年 3月18日

### 1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること ができる高さ な し

### 3. 許可の条件

な し

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 3月19日 新規 平成27年 3月19日 更新 (優良認定)  
令和4年 3月19日 更新 (優良認定)

### 5. 積替え許可の有無

市名 一 許可番号 一

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

閲覧用



許可番号 08553032155

7

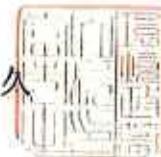
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市湊三丁目23番地2  
氏 名 株式会社金沢柿田商店  
〔 法人にあっては名称 〕 代表取締役 朝倉 建郎  
〔 及び代表者の氏名 〕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山市長 藤井裕久



許可の年月日 令和4年3月11日  
許可の有効年月日 令和11年3月10日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

収集運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）  
(以上1種類)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

閲覧用

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年3月11日 【新規許可】

許可番号 08551032155

平成27年3月11日 【更新許可】

許可番号 08556032155

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第七号の2(第十二条の四第二項第二号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

## 3. 施設の概要(許可外処理施設)

処理施設の種類	がれき類等の破碎施設
設置場所	金沢市湊三丁目23番地2
設置年月日	平成 9年 6月23日
処理能力	300 t/日 (8h)
廃棄物の種類	金属くず がれき類 (金属くずが削減したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛機製 スクラップシャー HSS-1250-125 フィーディングボックス付 全自動 製造番号 MS162
環境保全設備の概要	破碎施設は一方向開放の建物屋内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くし、散水装置を設け、粉塵の発生防止に努める。

(日本工業規格 A列4番)

## ■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 <処分業> — 3、施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計:7枚】  
金沢市申請時資料【2/4枚】

様式第七号の2(第十二条の四第二項第一号、同条第三項、第十一条の九第二項、第十一条の十六第二項、第十一条の二十二第二項関係)

## 3. 施設の概要(許可外処理施設)

処理施設の種類	圧縮施設
設置場所	金沢市湊三丁目23番地2
設置年月日	平成11年 1月26日
処理能力	90 t/日 (10h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類(金属くずが付着したものに限る) 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず(金属くずが付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	富士車輛機製 スクラップペーラー HBP-410-180-70 根元締・自動横押出型 製造番号 MH-751
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方向開放の建物屋内に設置し、敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・漏出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

(日本工業規格 A列4巻)

## ■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 — « 处分業 » — 3、施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計:7枚】—  
金沢市申請時資料【3/4枚】

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第二項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

## 3. 施設の概要(許可外処理施設)

処理施設の種類	選別施設
設置場所	金沢市巣三丁目 21番地
設置年月日	平成 24 年 4 月 3日
処理能力	混合廃棄物 68.6 t/日 (8h)
廃棄物の種類	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>〈選別〉</p> <p>太平洋マリヤー機製 フィンガースクリーン FSC-12C-6000型 (30mm×80L) 日本磁力選鉱機製 吊下式鉄片分離機 ベルトコンベア 2基</p> <p>〈後選別〉</p> <p>大東振動工業機製 バイブロフィーダ FD-F-75-285L ベルトコンベア 1基</p>
環境保全設備の概要	選別施設は屋外に設置。敷地内の全てをコンクリート舗装とし、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

(日本工業規格 A列4番)

## ■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 ... « 削除業 » ... 3、施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計: 7枚】  
 金沢市申請時資料【4/4枚】

## 様式第十四号の3-2(第十条の四第二項第二号関係)

## 3. 連搬施設及び重機等の概要

## (1) 連搬車両等の一覧

施設名	形式、寸法	登録番号	規模、能力(積載量)	備考
ショベルローダー	S15 545×231×272	石川 00 は 830	1.0 m <sup>3</sup>	自社所有
ショベルローダー	L010	58B00676	1.0 m <sup>3</sup>	自社所有
油圧ショベル	SK200-6E	YN09-37914	0.7 m <sup>3</sup>	自社所有
油圧ショベル	SK235SR-1E	YF03-01416	0.7 m <sup>3</sup>	自社所有
ショベルローダー	SD25Z6	58202762	1.0 m <sup>3</sup>	自社所有
フォークリフト	5FGL18-15608	金沢市 や 5287	1,750 kg	自社所有
油圧ショベル	SK260DL0-8	LL13-06341	900 kg	自社所有
油圧ショベル	PC120-6E0	75541	0.5 m <sup>3</sup>	自社所有
フォークリフト	7FGL14	7FGL18-11372	1,300 kg	自社所有
油圧ショベル	SK70SR-2	YT06-20007	0.25 m <sup>3</sup>	自社所有
油圧ショベル	SK115SR	YV04-03393	0.4 m <sup>3</sup>	自社所有
フォークリフト	02-8FDL20	金沢市 や 5730	2,000 kg	自社所有
ショベルローダー	WDP-S75	金沢 000 る 462	1.0 m <sup>3</sup>	自社所有
油圧ショベル	PC138US-10	43038	0.5 m <sup>3</sup>	自社所有
油圧ショベル	SK235SRD-3	YF07-03134	0.8 m <sup>3</sup>	自社所有

## (2) その他の連搬施設概要

シート、ドラム缶

(日本工業規格 A列4番)

固形廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項  
許可の内容 〔《規制業》〕 9、施設の概要(許可外廃棄処理系計画)【合計:7枚】  
石川県中能登資源 [1/3枚]

株式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十一第二項関係)

3. 施設の概要(許可外処理施設)	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	石川県野々市市押野西丁目97番2 外7号 (石川県野々市市押野西丁目98、99-1、 96-1、96-2、96-1、96-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成9年6月11日
処理能力	150 t/日 (8時間)
廃棄物の種類	金属くず がれき類(金属くずが付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(処理方式) 破砕(切断)</p> <p>(設備概要) フジ・マウントシャーHWSS-2000-TV (富士重機製)</p> <p>油圧式スクラップシャーで各種鉄骨構造物、 鋼材、錆鋼及びパイプ等のスクラップを高効率に切断するよう設計製作したもの</p> <p>許可年月日：平成13年2月1日 許可番号：第12-114号</p>
環境保全設備の概要	破砕施設は一方向開放の建物屋内に設置し、床面はコンクリート舗装とし建屋には吸音材を取り付けている。産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音・振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。また、散水装置を設け、漏洩部・縫隙部を散布し、粉塵・悪臭及び害虫の発生防止に努める。

国後良連廃棄物業者認定制度に係る公表事項 一  
 許可の内容 ～「処分業」～ 3. 施設の概要(許可外施設別類別計画)【合計:7枚】  
 石川県申請時資料【2/3枚】

様式第七号の2(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十第二項規範)

3. 施設の概要(許可外処理施設)	
処理施設の種類	圧縮施設
設置場所	石川県野々市市押野四丁目96番1 外B棟 (石川県野々市市押野四丁目 91、92、93-1、 95-1、95-2、96-1、96-2、97-2、138-1)
設置年月日	平成9年9月5日
処理能力	96t/B(8時間)
廃棄物の種類	塑プラスチック類(金属くずに付着したものに限る) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずに付着したものに限る)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>【処理方式】 圧縮(三方締)</p> <p>【設備概要】 NO.41型三方式スクランプ締めプレス (森田ポンプ機製)</p> <p>本機は、鐵くず等を圧縮成形処理し、良質な製鋼原料化することを主目的としている。さらに各装置を自動化するために油圧シリングを採用しており、その油圧発生源には電動容積形油ポンプを使用している。</p>
環境保全設備の概要	圧縮施設は一方向開放の建物屋内に設置し、床面はコンクリート舗装とし壁面には吸音材を取り付けている。加えて、ポンプ、モーター類は地下に設置しており、産業廃棄物の飛散・流出を防止するとともに騒音、振動に対する生活環境保全に万全を尽くす。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 《処分業》 3.施設の概要(許可外施設処理系計画)【合計:7枚】  
石川県申請時資料[3/3枚]

処理施設の一覧[付表1]		※該当の処理施設は、入口です。	
番号	施設の名称	処理能力・メカニカル式	地番(野々市市押野四丁目)
1	フィーディングボックス (投入口)	富士車輌機 製 幅*長*深: 2000*8000*1600(mm)  塑型 HWSS-2000-VI フジ・マウントシャー メカニカル 富士車輌機 処理能力 180t/日(8時間) シリング能力 1000TON(最大) 切断 刃物開口寸法 幅*高: 2000*300(最小)~810(最大)(mm)	97番2
2	切断機 【破碎施設 : 有価物・産業廃棄物】	富士車輌機 処理能力 180t/日(8時間) シリング能力 1000TON(最大) 切断 刃物開口寸法 幅*高: 2000*300(最小)~810(最大)(mm)	97番2
3	散水機 (ノズル)	ムラジ建設機 製 2個	97番2
4	供給ボックス	森田ポンプ機 製 幅*高*長: 1800*1000*4100(mm) 成型品寸法 幅*高*長: 600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	96番1
5	圧縮機 【圧縮施設 : 有価物・産業廃棄物・ 今回取得したい一般流 通物も、こちらの機械で 処理します。】	型番 No.41型 三方式スクラップ締めプレス 型式 41TA-6070-18 メカニカル 森田ポンプ機 処理能力 90t/日(8時間) シリング能力【主押し能力】 2.5MN*2本 [250t*2本] シリング能力【横押し能力】 2.5MN*2本 [125MN*2本] [125t*2本] シリング能力【上蓋能力】 1.2MN*1本 [120t] 成型品寸法 幅*長*深: 600*700*L(mm) (Lは、投入量、原料により異なる。)	98番1
番号	施設の名称	型式・登録番号 規模・処理能力(最大積載量)・他 (形式)…(登録番号)第1690号 (規模・能力)4.8t・(他)自社所有	地番(野々市市押野四丁目)
6	天井クレーン	(形式)…(登録番号)- (規模・能力)2.8t×11,400Wレール形・(他)自社所有	97番2
7	リフマグ付ホイスト式 天井クレーン	(形式)…(登録番号)- (規模・能力)2.8t×11,400Wレール形・(他)自社所有	96番1
8	パワー・ショベル	(形式)SK235SRJ-2-(登録番号)YE06-02713 (規模・能力)0.7m³・(他)自社所有	97番2
9	パワー・ショベル	(形式)SK235SRJ-1E-(登録番号)YE02-01276 (規模・能力)0.7m³・(他)自社所有	92番
10	ショベル・ローダ	(形式)SD-S55-(登録番号)石川900る183 (規模・能力)1.0m³・(他)自社所有	92番
11	ショベル・ローダ	(形式)KDP-S74-(登録番号)金沢000る383 (規模・能力)1.0m³・(他)自社所有	96番2
12	パリー・ショベル	(形式)SK75SR-3E-(登録番号)YF08-30899 (規模・能力)0.25m³・(他)自社所有	96番2

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 一  
許可の内容 一 《 廃分業 》 — 6.環境保全措置【合計:7枚】 —  
石川県申請時資料【1/7枚】

様式第七号の5(第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の九第二項、第十条の十六第二項、第十条の二十二第二項関係)

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同法第16条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同法第16条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設運営管理基準を遵守した措置を講じ、適正に廃棄物の処理を行う。

別紙を添付

(2) 保管施設において講ずる措置

廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。

別紙を添付

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし

■優良廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項 —  
許可の内容—《処分業》— 6.環境保全措置【合計:7枚】—  
石川県申請時資料【2/7枚】

付表5① 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表（施行令第6条関係）（破砕）

処 分 の 基 準	基 準 対 比
1 処分又は再生にあたっては、次によること。 (1) 産業廃棄物が撒散し、及び漏れしないようすること。 (2) 処分又は再生に作り戻し、該資又は機械によって生産施設の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。	1) 処理施設は、建屋内に設置してあり、重量物のため、床表面塗装の回復塗装への飛散・漏出はない。 2) 噴霧については定期的に消音等の措置を行なう。並、天井には吸音材を取り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音・振動ともに測定結果は0.5dB以下であり規制基準を満たしている。 【騒音について】基準を達成しており 1. 脱粒基準（砂漿製造施設における基準）：dB(A) (LAeqで評価) 2. 選択基準（生居敷地における基準）：dB(A) (LAeqで評価) 資料によると敷地境界の測定点のdB(A)は約14.0dBで評価なので、規制基準は満たしており、住居敷地の測定値では約10.2dB (LAeqで評価)なので、既存基準の範囲も満たしています。（総対値） 年ごとに測定し、基準を満たしているか確認する。
2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生居敷地の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。	上記とのとおり
3 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 (1) 保管場所に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 ア 困難に因る（保管する産業廃棄物の荷物が直置当置用いにかかる構造である場合にあっては、当該荷物に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が取扱われていること。 イ 県知事令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨その他の産業廃棄物の保管に関する必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。  (メ) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、漏出し、及び地下に漏出し、並びに溢れが飛散しないよう必要な措置を講ずること。 ア 産業廃棄物の保管に伴い雨水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公害の発生及び地下水の汚染を防止するために必要な排水管その他の設備を設けるとともに、床面を不透水性の材料で覆うこと。 イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、脱み上げられた産業廃棄物の高さが県知事令で定める高さを超えないようにすること。 ウ その他必要な措置。  (ハ) 保管の場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はなその他の害虫が発生しないようにすること。	ア) 保管場所は、建屋内には設置している。 貯蔵物の荷物がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。  イ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。また、固いを設け、マーク等で区域を区切る。
(4) 当該産業廃棄物の廃止期限において、適切な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。	ア) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。底盤内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。  イ) 屋外では、固いを設け、マーク等にて、境界線を明記し、保管基準に反しないように適正に配置する。
(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る廃止期限が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として保管命令で定めるものの廃止期限である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1ヶ月当たりの處理能力に相当する数量に14（本くず又はカット）破碎片の再生を行なう場合は、20、底タイヤを11月から3月に保管する場合は80）を乗じて得られる数値を超えないよう行うこと。	定期的に当該場内を清掃し、濁時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑ええる。  マニショットと産業廃棄物が一括する管理をし、処分されたことを確認した後、り葉を近くとも交付日から30日以内に排出事業者に届くように渡送する。 ※破砕産業廃棄物 合計トン数 439.1t ※処理施設の処理能力：180 t/月 439.1/100=4.46分<14日分 ※保管施設の一括（付録3）のとおり

■優良廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項  
許可の内容 《処分業》— 6.環境保全措置【合計: 7枚】 —  
石川県申請時資料【3/7枚】

(破砕)

付表5(2) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技術上の基準	基準 対 応
1. 自重、積載荷重その他の荷重、地盤力及び耐震応力に対して構造耐力上安全であること。	処理施設は、床面、壁ともにコンクリート厚さ600ミリ～1200ミリ仕上げ、基礎地盤上に設置しており、高さは常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2. 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃液において使用する薬剤等による廃食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3. 産業廃棄物の飛散及び漏出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置のものであり、又は必要な設備が設けられていないこと。	処理施設は、建屋内に設置しており、当処理施設における産業廃棄物は固形状の質量物のため飛散・漏出・悪臭のおそれはない。
4. 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	敷地境界での騒音・振動とともに基準65dB以下であり規制基準を、達成している。 【騒音について】基準が2箇所あり 1. 基本基準(事業活動地境界における基準): 65dB (LAEで評価) 2. 那須基準(住居敷地における基準): 60dB (LAeqで評価) 資料によると那須地盤の地点①②で65dB以下(LAeqで評価)なので、規制基準は〇で、住居敷地の地点③では69.2dB (LAeqで評価)なので、那須基準の60dBも〇です。(備考参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
5. 排水から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の危険が生むるものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	排水は雨水のみであるが、雨水貯留槽を経由して排水する。
6. 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	被処理廃棄物 合計トン数 493.1t 処理施設の処理能力: 180 t/日 ※保管施設の一覧(付表8)のとおり

個別基準 (破碎)

技術上の基準	基 準 対 応
1. 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・漏出のおそれはないが、粉じん防止のため散水装置を設ける。

■優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る公表事項  
許可の内容 一、《廃分業》— 6.環境保全措置【合計:7枚】—  
石川県申請時資料【4/7枚】

(破碎)

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技術上の基準	基準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び並びが当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる前に、必要な当該産業廃棄物の各成分の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の受入れでは、マニフェスト内容の確認、トックタスケ、ルールでの計算、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物については原則受け入れを行わない。
2 放散への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	毎日の処理量を計測器で計測し、マニフェストや日报等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態は発生した時には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 放散の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機器検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようにメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び漏出液及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に搭載してあり、当処理施設における産業廃棄物は圓形状の遮擋物のため飛散・漏出・悪臭のおそれはない。
6 火災、爆発等の発生の防止に努め、構内の警戒を保持すること。	事業場内を定期的に清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 喧しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないようには必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動ともに基準65dB以下であり規制基準を満たしている。 【騒音について】基準が2種類あり 1.振幅基準(事業場敷地境界における基準):65dB(1.4dBで評価) 4.環境基準(住居敷地における基準):60dB(1.4dBで評価) 資料によると敷地境界の地点①で65dB以下(1.4dBで評価)なので1.振幅基準は満たしており、住居敷地の地点aで60dB, 2dB(1.4dBで評価)なので4.環境基準の範囲も満たしています。(添付参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支線が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防虫のための散布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由して排水する。
9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第31条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	処理施設の維持管理に関する点検・検査の記録や事故時の指揮命令書等を三年間以上保存する。

個別基準(破碎)

技術上の基準	基 準 対 応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置してあり、飛散・漏出のおそれはないが、粉じん防虫のため散水を行う。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項  
許可の内容 —《処分業》— 6.環境保全措置【合計:7枚】—  
石川県申請時資料【6/7枚】

付表5(①) 産業廃棄物の処分基準（中間処理）との比較表 （施行令第6条関係）（圧縮）

処 分 の 基 準	基 立 対 応
<p>1 処分又は再生にあたっては、次によること。</p> <p>(1) 産業廃棄物が漏洩し、及び流出しないよう心すること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う無臭、無毒又は原則によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>2) 地盤施設は、建屋内に設置してあり、重量物のため、産業廃棄物の周辺環境への漏洩、流出はない。</p> <p>2) 感光については定期的に消毒等の措置を行う。感、天井には吸音材を張り付け、機械を防振装置の上に設置するため、敷地境界での騒音、振動ともに基準65dB以下であり振動抑制を、講じている。</p> <p>【騒音について】建物が2階建てあり</p> <p>1. 振動基準(事業設置場所における基準):65dB(LWAで評価) 2. 道路基準(住宅敷地における基準):60dB(LWAで評価)</p> <p>貴社によると敷地境界の地点の値では55dB以下(64dBで評価)なので1.規制基準は満たしており、作業敷地の地点では60dB(LWAで評価)なので2.環境基準の60dBも満たしています。(説明文附) 併に1回測定し、基準を満たしているか確認する。</p> <p>上記1のとおり</p>
<p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>4) 保管場所は、建屋内に設置している。 廃棄物の荷取がかかる箇所は、鉄筋コンクリート造であり、構造耐力上安全である。</p>
<p>3 産業廃棄物の保管を行う場合は、次によること。</p> <p>(1) 保管は次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>ア 周囲に問い合わせ(保管する産業廃棄物の荷重が直接基礎面にかかる構造である場合にあっては、荷役荷重に対して構造荷重上安全であるものに限る。)が避けられていること。</p> <p>イ 鉄筋筋合で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分又は再生のための保管の場所である旨の仙台産業廃棄物の保管に際し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p>	<p>エ) 保管場所には、必要事項を表示した掲示板を設置する。 また、問い合わせ、マーク一等で区域を明記し、保管場所に反しないように適正に読み上げる。</p>
<p>(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、漏出し、及び地下に浸透し、並びに底盤が漏洩しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ア 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不透水性の材料で覆うこと。</p> <p>イ 屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、引き上げられた産業廃棄物の高さが最高荷重で定める高さを超えないようすること。</p> <p>ウ その他必要な措置</p>	<p>タ) 排水は雨水のみであるが、油水分離槽を通して排水する。 施設内の床面は、コンクリート仕上げとなっているため、地下浸透のおそれはない。</p> <p>ニ) 屋外では、問い合わせ、マーク一等にて、境界線を明記し、保管場所に反しないように適正に読み上げる。</p>
<p>(3) 保管の場所では、ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>定期的に草薙坂内を清掃し、適時、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。</p>
<p>(4) 当該産業廃棄物の処理施設において、適切な処分又は再生を行なうためにやむを得ないと認められる期間を経て保管を行なってはならないこと。</p>	<p>マニフェストと産業廃棄物が一致する管理をし、処分されたことを確認した後、1月未満とも交付日から30日以内に排出業者に届くよう連絡する。</p>
<p>(5) 保管する産業廃棄物(当該産業廃棄物)扱る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般産業物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般産業物を含む。)の数張が、当該産業廃棄物(扱る処理施設の1ヶ月あたりの処理能力に相当する数量に14枚くず又はコンクリート瓦片の再生を行う処理施設においては28、竹瓦・ガルバリウム瓦片の再生を行う処理施設においては70、焼タイヤを11月から3月に保管する場合は60)を兼せて得られる数量を超過しないよう心すること。</p>	<p>平均廃棄物 合計トン数 178.4t 処理施設の処理能力:96t/日 <math>178.4/96 = 1.8 \text{ 日} \approx 1.4 \text{ 日}</math> ※保管施設の一覧(付表3)のとおり</p>

■ 横良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 一  
 許可の内容 一《 延分業 》 …… 6.環境保全措置【合計:7枚】 ……  
 石川県申請時資料【6/7枚】

(圧縮)

付表5(2) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準との比較表 (規則第12条、第12条の2関係)

技術上の基準	基準対応
1. 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度应力に対して構造上安全であること。	処理施設は、床面、壁とともにコンクリート厚さ500ミリ～1200ミリ仕上げ、地盤地盤上に設置しており、温度は常温にて使用するため、構造耐力上安全である。
2. 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	当該処理施設において、排ガス及び排水は発生しない。
3. 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当処理施設における産業廃棄物は凹形状の垂直物のため飛散・流出・悪臭のおそれはない。
4. 苛しい騒音及び振動が発生し、周囲の生活環境を煩わしいものであること。	敷地境界での騒音、振動ともに基準60dB以下であり規制基準を満たしている。 【騒音について】基準値を概算あり 1. 規制基準(事業場敷地境界における基準): 60dB (LWAで評価) 2. 規制基準(住居敷地における基準): 60dB (LWAで評価) 資料によると敷地境界の地点のLWAで65dB以下(LWAで評価)なので、規制基準は満たしており、住居敷地の地点はLWA69.2dB (LWAで評価)なので、規制基準の範囲も満たしています。(総分参考)
5. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境基準上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。 排水は雨水のみであるが、雨水分離槽を経由して排水する。
6. 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留装置は、施設の処理能力に応じて十分な容量を有するものであること。	圧縮廃棄物 合計トン数 178.4t 処理施設の処理能力: 90t / 日 $178.4/90 = 1.96 \text{ 分} < 1.4 \text{ 日分}$ ※保管施設の一覧(付表3)のとおり

細別基準(圧縮)

技術上の基準	基準対応
1. 敷地によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、吸水装置その他の必要な装置が設けられていること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・流出のおそれはないが、粉じん防止のため放水設備を設ける。

**■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項**  
**許可の内容 《 处分業 》 6.環境保全措置【合計:7枚】**  
**石川県申請時資料【7/7枚】**

(圧縮)

付表5③ 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準との比較表 (規則第12条の6・7関係)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物の扱入れでは、マニフェスト内容の確認、トラックスケールでの計算、内容物の目視等により処理可能な産業廃棄物であることを確認する。性状、成分が不明な廃棄物についてほ誤判扱いを行わない。
2 施設への産業廃棄物の投入枚、当該施設の処理能力を超過しないように行うこと。	毎日の処理量を計量器で計測し、マニフェストや日報等で記録管理する。
3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が発生した際には、直ちに処理施設を停止し、関係者へ連絡するとともに、産業廃棄物の流出抑制、回収等の措置を講じる。また、安全が確認されてから運転を再開する。
4 施設の正常な機能を維持するため、定期的・不定期の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検や定期点検により処理施設が正常に稼働するようメンテナンスを行う。
5 産業廃棄物の飛散及び滴出並びに惡臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、当処理施設における産業廃棄物は圓形容の散棄物のため飛散・流出・悪臭の発生はない。
6 犬、ねこ等の動物の防生に努め、構内の清潔を保持すること。	事業場内を定期的に消掃し、迷走、薬剤を散布して害虫等の発生を抑える。
7 若しい音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。	敷地境界での騒音・振動とともに基礎66dB以下であり規制基準を、満たしている。 <b>【参考について】</b> 基準が複数あり 1. 反射基準(事業場敷地境界における基準):66dB (LAeqで評価) 2. 邻接基準(住居敷地における基準):80dB (LAeqで評価) 資料によると敷地境界の地点①で66dB以下(LAeqで評価)なのですが、規制基準は満たしており、住居敷地の地点②で80.2dB (LdEqで評価)なので、環境基準の60dBも満たしています。(参考参照) 年に1回測定し、基準を満たしているか確認する。
8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	粉じん防止のための敷布は必要最低限のものであり、処理施設から直接的な排水の放流はないが、油水分離槽を経由して排水する。
9 油膜の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	油膜施設の維持管理に関する点検、検査の記録や事故時の指揮報告書等を三年間以上保存する。

個別基準(圧縮)

技 術 上 の 基 準	基 準 対 応
1 粉塵によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため必要な措置を講ずること。	処理施設は、建屋内に設置しており、飛散・漏洩のいずれはないが、粉じん防止のため散水を行う。

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

許可の内容 ( 収集運搬業(産業廃棄物) ) — 5.環境保全措置【合計:3枚】 —

石川県申請時資料【1枚】

(第5面)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散防止の為、ダンプ・キャブオーバーでの運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

容器を使用する際は、転倒防止の為ワイヤーで荷台に固定する。

汚泥・鉛さい等、オーブンドラムに入れ、蓋を閉め密閉し運搬する。

廃油・廃酸・廃アルカリは、他の廃棄物と混合することのないよう区分し、クローズドドラム缶に入れ密閉し運搬する。

固形物は、出来るだけ荷台に直積みはせず、ボックスに入れ運搬する。直積みする際は、飛散等しないように運搬時はシート掛け及びワイヤー掛けを行う。

過積載に、十分注意する。

運搬に際しては、騒動や騒音を考慮し商店街や住宅密集地を迂回した運搬経路を指示徹底しタイヤ・車両等の洗浄に努め、道路美化等に努める。

収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意するべき事項を記載した文章を携帯し、記載内容を遵守する。(WBS等により、産業廃棄物の性状等を確認し、それぞれの性質に応じて、収集運搬及び積替え保管を行いうとともに、処分業者に伝える。)

石綿含有産業廃棄物については、別紙対応表参照

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

別紙の通り対応表参照

(3) その他

該当なし

## (第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

## (1) 運搬に際し講ずる措置

- (1) 運搬においては、飛散、流出を防止するため、シート掛けを行う。また、必要に応じてロープ掛け等の措置を講じる。
  - (2) 収集運搬する際には、悪臭、振動、騒音によって生活環境保全上支障のないようする。
  - (3) 過積載をしないよう十分注意する。
  - (4) タイヤ、車両等の洗浄に努め、道路美化等に努める。
  - (5) 廉油、廃酸、廃アルカリについては、密閉容器に収納し荷崩れを起こさないようロープ掛け措置を講じる。
  - (6) 汚泥は、密閉容器若しくは、コンテナに入れて運搬する。
  - (7) 強風等により飛散が予想される場合には、積み下ろし作業等を自粛する。
  - (8) ショベル・ローダで運搬時の飛散流出防止措置
- 
- ◎水銀使用製品産業廃棄物の運搬について破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように以下のとおり運搬する。
    - ・直管蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）を磨き光灯専用ケースに入れ運搬する。
    - ・水銀体温計及び水銀式血圧計（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）をビニール袋に入れた物を、ペール缶に入れて運搬する。
    - ・他の物と混合しないよう、区分して収集運搬する。

## (2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

様式第一表の4 (第九条の二第二項第一号、同条第三項、第十二条の十二第二項備他)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

運搬時に、ボックス、ドラム缶及びポリタンクを使用するなどして他の産業廃棄物と混ざらないよう分別輸送する。

また、運搬時に産業廃棄物が飛散しないようシート及びワイパーを使用し、運搬車にも十分注意する。

運搬に際しては、振動や騒音を考慮し荷台板や仕切板等を洗浄した運搬用具を表示徹底し、タイヤ、車両等の洗浄に努め、道路美化等に努める。

また、運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は回収の用に供する運搬車である旨その他の表示を見やすいように表示し、收集及び運搬を行う者は、その収集及び運搬に係る産業廃棄物の種類、当該産業廃棄物を取り扱う際に注意するべき状況を記載した文書を携帯し、記載内容を遵守する。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

様式第一号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 連搬に際し講ずる措置

別添1～5のとおり

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項 一

許可の内容 —《収集運搬業(特別管理産業廃棄物)》— 5.環境保全措置【合計:4枚】—  
石川県申請時資料【2/3枚】

別添1-5-1 特別管理産業廃棄物収集運搬基準との比較表

(施行令第6条の5第1項関係)

収集運搬の基準	基準対応
1 収集又は運搬にあたっては、次によること。 (1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び漏出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。	(1) 廉油をドライ缶・ガソリンタンク・専用オイル缶に入れ、それをコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、漏洩が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は荷物に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常点検等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。  (2) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常生活等により、錆や劣化等がないか確認することを務め、錆臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は荷物に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常生活等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。 万一、漏出等により運搬箇間に付着した際は、ウエス等により拭き取りを行う。
2 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。	容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常生活等により、錆や劣化等がないか確認することを務め、錆臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は荷物に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常生活等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。
3 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。	該当なし
4 収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようすること。 (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合(環境省令で定める特別管理産業廃棄物の種類又は該種類に該当するものに該当する場合)においては、該種類の特別管理産業廃棄物を他の物と混合して運搬する場合においては、該種類の特別管理産業廃棄物を他の物と混合して運搬する場合においては、該種類の特別管理産業廃棄物を他の物と混合して運搬する場合においては、この限りでない。	(1) 容器等は必ずキャップや蓋などで密閉してからコンテナに収納し、ワイヤー・ガッチャ等で固定し、シート・ネット等でおおって運び、容器等は、日常生活等により、錆や劣化等がないか確認することを務め、錆臭が漏れるおそれのないものとし、運搬の際は荷物に努め、急発進急停車に注意し、スピードに気を付けて運転し、日常生活等の整備点検時も異常があればすぐに修理や整備をし、騒音や振動によって支障が生じないようにする。  (2) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬する。なお、マニュアル等では、他の産業廃棄物と混載した場合には、その産業廃棄物も特別管理産業廃棄物として取り扱うこととされている。
5 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び漏出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。	密閉可能な容器を使用するため、飛散・漏出及び悪臭が発生するおそれはない。
6 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の收集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。	該当なし
7 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項(「収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類」、「当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項」)を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。	収集運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類や取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する。
8 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。	運搬車の車体の外側には、特別管理産業廃棄物の収集・運搬に使用する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号を見やすいように表示し、かつ、その運搬車に許可証の写し及び産業廃棄物管理票(電子マニフェストを使用する場合、電子情報処理機器の使用を証する書面等)を備え付ける。

## ■優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項

—許可の内容—《収集運搬業(特別管理産業廃棄物)》—5.環境保全措置【合計:4枚】—

石川県申請時資料【3/3枚】

9 感染性産業廃棄物又は発泡リ亜化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物(以下、PCB廃棄物という。)の収集又は運搬を行う場合には次によること。		
本法第24条第1項第2号に規定する運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。 ～PCB廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。 ① 密閉できることその他のPCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。 ② 収納しやすいこと。 ③ 損傷しにくいこと。	該当なし 該当なし	
～感染性廃棄物を収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。 ① 収納しやすいこと。 ② 損傷しにくいこと。 ③ 封閉できること。	該当なし	

様式第一号の4 (規第九条の二第二項第一号、同条第三項、第十条の十二第二項関係)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・キャブオーバーで、废油(揮発油類、灯油類及びに軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)を運搬する場合は、ボックス、ドラム缶及びポリタンクを使用することで、液体の飛散流出及び悪臭の発散を防止し、さらに飛散流失防止のため、専用ロープで固定し、必要に応じて、シート掛けも行う。
- ・収集運搬に伴う騒音、振動によって生活環境保全上の支障が生じないよう、アイドリングストップを励行する。
- ・特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないよう、区分して収集し、又は運搬を行なう。
- ・特別管理産業廃棄物の種類、当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し携帯する。

(2) 積替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他